

滋 琵 再 第 3 2 6 号
平成20年(2008年) 7月18日

南部振興局長
南部振興局甲賀県事務所長
東近江・湖東・湖北地域振興局長
高島県事務所長
大津市長

） 様

滋賀県琵琶湖環境部長

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例等の施行について

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第53号、平成19年10月19日公布、以下「第53号条例」という。）、滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第26号、平成20年3月28日公布）および滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年滋賀県規則第25号、平成20年3月31日公布）が公布され、平成20年8月1日から施行されることになりました。

これらの改正は、県内で地下水の水質の汚染や土壌の汚染が相次いで生じていることから、汚染の未然防止を図るとともに、汚染された地下水や土壌の浄化を促進することを目的として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）および土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）では規制の対象とはされていない施設や土地に対しても規制を行うため所要の改正を行ったものです。

加えて、排水水に係る規制基準についても、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める省令および湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく政省令が改正されたことから、これらの規定との整合を図るため所要の改正を行ったものです。

今回改正された規定の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、改正後の条例（以下「条例」という。）および改正後の施行規則（以下「規則」という。）の適切かつ円滑な施行を図られるよう通知します。

記

第1 改正条例の趣旨

県内では、工場等において六価クロムや有機塩素系化合物などの有害物質の漏えいを原因とする地下水の汚染が発生し、また、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されて以降、工場等の自主的な調査などで地下水や土壌の汚染が見つかる事例が増加していることから、地下水の水質の汚染の未然防止のための措置、汚染された地下水の浄化のための措置および土壌の汚染の改善のための措置を新たに追加することとしたものです。

また、排水水の規制基準については、湖沼水質保全特別措置法に基づき汚濁負荷量規制基準が強化されたため、規制が重複することとなった排水水の総量に係る規制基準を廃止するとともに、水質汚濁防止法の改正により有害物質に位置づけられた弗素およびほう素の規制基準の見直しを行ったものです。

第2 地下水汚染の未然防止

1. 有害物質保管移送施設からの地下浸透の防止

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、過去に判明した汚染事例を参考に汚染の原因となるリスクが高い有害物質保管移送施設に着目して、以下に示した新たな規制制度を設けることとしました。

(1) 有害物質(条例第2条第3項第1号)

規制の対象となる「有害物質」は、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むことと定義しています。なお、「規則で定める物質」は、現時点では定めていません。

(2) 有害物質保管移送施設(条例第2条第4項)

「有害物質保管移送施設」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する工場等(以下「有害物質使用特定事業場」という。)内において有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管または移送の用に供する施設で、破損した場合に漏えいによる甚大な影響を招くおそれがあるものとして、有害物質使用特定施設に直接接続された有害物質または有害物質を含む液体(以下「有害物質等」という。)を移送する配管および有害物質等を貯留するタンク等の保管施設を指します。

したがって、有害物質使用特定施設に接続されていない配管、有害物質使用特定施設に配管等で接続されていない保管タンク、検査用試薬の保管庫または有害物質使用特定施設以外で使用している有害物質等の保管移送のための施設は、有害物質保管移送施設に該当しません。

(3) 有害物質保管移送施設に係る規制

有害物質保管移送施設が設置等される場合には、次の規制が適用されます。

ア. 設置および構造等変更の届出(条例第21条第1項および第23条)

工場等から公共用水域に水を排出し、または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質保管移送施設の構造および使用の方法等について、知事に届け出なければならないこととしました。

なお、既設の工場等で有害物質保管移送施設を設置している場合には、条例の施行後30日以内に使用届出を提出しなければならないこととしています(第53号条例付則第2項)。

また、有害物質保管移送施設は特定施設と同様に施設の使用を廃止した場合には、有害物質保管移送施設使用廃止届を提出しなければならないこととしました(条例第26条)。このとき、特定施設の使用の方法の変更が伴う場合には、構造等変更届出も併せて提出する必要があります。

イ. 実施の制限(条例第25条)

有害物質保管移送施設に係る届出をした者は、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、有害物質保管移送施設の設置または構造もしくは使用の方法の変更をしてはならないこととしました。

ウ. 改善命令等(条例第29条の3)

知事は、有害物質使用特定事業場の設置者(以下「有害物質使用事業者」という。)が、有

害物質保管移送施設から有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法の改善を命じ、または有害物質保管移送施設の使用の一時停止を命じることができることとしました。

さらに、命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしました(条例第56条)。

なお、既設の工場等に対する改善命令は、条例の施行後6月間は猶予することとしました。(第53号条例付則第6項)

(4) 有害物質保管移送施設の構造の基準

有害物質保管移送施設に係る届出があった場合には、次の観点から審査を行うこととします。

ア．有害物質等を保管する施設は、床面から離して設置する等漏えいを確認できる構造であること。

イ．有害物質等を保管する施設を設置する場所の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施され地下浸透しない構造であること。

ウ．有害物質等を保管する施設を設置する場所の周囲は、有害物質等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝またはためますを設けた構造であること。

エ．有害物質等を移送する配管は、移送過程での漏えいを目視により確認できる構造であること。

オ．有害物質等をポンプで圧送する場合には、必要に応じて、ウォーターハンマー対策を講じること

カ．移送する有害物質等の温度が変化する場合にあっては、配管の伸縮によるひずみが集中する接続部や異形管の防護が充分であること。

なお、(3)アにより使用届出が提出された既設の施設については、上記の構造の基準を満足できるような改善が計画的に進められるよう、計画書の提出を求めることとします。

2．有害物質の製造、使用または処理の状況の記録(条例第29条の4)

地下水汚染を早期に発見し、汚染の拡散を防止するため、有害物質使用事業者は、規則第19条の2に定めるところにより、有害物質の製造、使用または処理の状況その他の事項を記録しておかなければならないこととしました。なお、記録に用いる帳票は、規則第19条の2第1項に定める項目を網羅していれば工場等有する既存の帳票を用いて差し支えありません。

3．地下水の水質の汚濁の状況の調査(条例第29条の5)

有害物質使用事業者は、規則第19条の3第2項で定めるところにより、有害物質使用特定事業場の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならないこととしました。

(1) 監視井戸の設置の対象とならない事業場(規則第19条の3第1項)

有害物質等が漏えいした場合に早期に発見することが可能である場合など地下水汚染のリスクが低いと考えられる以下に示す工場等には、監視井戸の設置を求めないこととしました。

ア．次の施設であって、有害物質等を有害物質使用特定施設に供給する配管やホース等の系

統を有さず、かつ、汚水等を排出または排水する配管や排水溝等の系統を有さないもの

(ア) 洗浄施設

規則別表第1第23項の2イ、第67項、第68項、第68項の2、第71項の5、第71項の6

(イ) 廃ガス洗浄施設

第23項のル、第24項の二、第26項のホ、第27項の又、第32項の二、第33項のり、第35項のハ、第36項のロ、第37項の夕、第46項の二、第47項のホ、第53項のロ、第62項のホ、第63項のホ、第63項の3、第75項

(ウ) 湿式集じん施設

第24項のホ、第27項のル、第33項の又、第36項のハ、第61項のホ、第62項のヘ、第76項

イ．次の施設であって、有害物質等を供給するための系統を有さず、かつ、有害物質を含む濃厚な廃液(すすぎ排水を除く。)は直接人が回収して廃棄物または有価物(以下「廃棄物等」という。)として処分されているもの

a 理化学実験施設等の洗浄施設

第68項の2ロ、第71項の2イ、第81項

ウ．建物の2階以上のフロアに設置される施設であって、発生する汚水または廃液が当該施設が設置されているフロアですべて回収され、廃棄物等として処分されており、当該フロア以外からの有害物質の供給配管等がなく、かつ当該フロア以外への排水経路もない他の施設から独立した構造のもの

エ．自然由来や農地由来などともとも地下水中に存在し、また、環境基準値が比較的高い濃度であることから水質検査結果の評価が困難である窒素(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物)に係る有害物質使用特定施設

(2) 地下水の有害物質による水質の汚濁の状況の調査(規則第19条の3第2項)

地下水の有害物質による水質の汚濁の状況の調査は、規則第19条の3第2項の定めによるほか、次に基づき行うものとします。

ア．監視井戸は、原則として、有害物質使用特定施設の下流側に近接する地点(20m程度以内)および敷地境界の2地点において、第1難透水層より上の地下水を採取できるものを設置することとします。ただし、敷地が狭いため下流側に近接する地点と敷地境界の2地点が近接する場合(20m程度以内)には1地点であっても差し支えないこととします。

また、敷地内に有害物質使用特定施設が分散して(20m程度以上)設置されている場合には、それぞれの施設の下流側近傍に監視井戸を設置する必要があります。

なお、これらの条件を満たす井戸が既に存在する場合には、その井戸を監視井戸として利用しても差し支えないこととします。

イ．水質の調査においては、基礎的な情報である水温、pHおよび電気伝導率を同時に測定するものとします。

ウ．調査の回数は、年1回以上とされていますが、ここで、1年は4月から翌年の3月までとして取り扱い、また、調査回数は地下水の流速を考慮して回数を増やすよう指導することとします。

なお、調査の結果を知事に報告しない者に対しては、条例第29条の10第1項の規定により知事は勧告を行うことができるとしていますが、既設の工場等において新たに監視井戸

を掘削する場合には準備に期間を要することから、第1回目の報告は、条例の施行1年後程度まで、勧告の対象としないこととします。

なお、第2回目以降は、前回の報告時期から、1年を経過しない期間内に毎年の調査と報告を求めることとします。

4. 特定地下浸透水の浸透の禁止

工場等から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設の種類、構造および使用方法等について、知事に届け出なければならないこととし(条例第21条第2項および第23条)、届出があった場合において、特定地下浸透水が有害物質を含むと認めるときは、計画の変更等を命ずることができることとしました(条例第24条)。

また、知事は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者が、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができることとしました(条例第29条の2)。

上記の命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとし(条例第56条)、行為者のほか法人等にも罰則が適用されることとしました(条例第64条)。

さらに、特定施設を設置している者は、規則第31条第3項で定めるところにより、特定地下浸透水の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならないこととしました(条例第53条)。

これらの規定は、水質汚濁防止法の同様の規定を条例で定める横出し施設に適用することを目的としたものであり、その解釈については平成元年9月14日付け環水管188号環境事務次官通知第三および第五～第七に準ずることとします。

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、意図的であるか非意図的であるかにかかわらず、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならないこととしました(条例第28条の2)。この規定についても、水質汚濁防止法に定める同様の規定を条例で定める横出し施設に適用するための規定であり、その解釈については上記の通知第四に準ずることとします。

なお、既設の工場等で地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者については、条例施行の日から30日以内に使用届出を提出しなければならないこととし(付則第3項)、第28条の2の規定に基づく浸透制限および第29条の2第1項の規定に基づく改善命令は施行の日から6月間猶予することとします(第53号条例付則第6項)。

5. 地下浸透に係る事故時の措置

地下浸透に係る事故時の措置について規定することとし、第29条の6第1項に「または地下浸透した」を追加しました。この規定は、水質汚濁防止法の同様の規定を条例で定める横出し施設に適用することを目的としたものであり、その解釈については平成元年9月14日付け環水管188号環境事務次官通知第八に準ずることとします。

第3 地下水の汚染の浄化措置

1. 地下水の水質の浄化に係る措置命令(第29条の7)

汚染された地下水の水質の浄化を確実に実行させるため措置命令の制度を設けることとしました。なお、この規定は、水質汚濁防止法の同様の規定を条例で定める横出し施設に適用することを目的としたものであり、その解釈については平成8年10月1日付け環水管第275号環境事務次官通知および同日付け環水管第276号環境庁水質保全局長通知に準ずることとします。

(1) 措置命令

地下水の水質の浄化に係る措置命令は、汚染原因者である特定事業場の設置者または設置者であった者を対象として発せられるものです。したがって、汚染原因者である命令時における特定事業場の設置者に加え、既に特定事業場の設置者でなくなっている者で有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時に特定事業場の設置者であった者についても、改正条例の公布の前日に特定事業場の設置者でなくなった者を除き措置命令の対象となり、命令時における特定事業場の設置者であるが有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時に特定事業場の設置者でなかった者は措置命令の対象となりません。

また、措置命令は、「特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるとき」発することができることとされています。この場合、「有害物質に該当する物質」とは、水質汚濁防止法施行令第2条に規定するカドミウム等の物質を指すものであり、「該当する」としたのは、地下水汚染の原因となる浸透の時点で有害物質に指定されていない物質についても、措置命令の時点で有害物質に指定されていれば、措置命令の対象となることを明らかにするためです。

なお、水質汚濁防止法第14条の3第1項または第2項の規定により地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる場合については、条例の規定は適用されません。

命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしました(条例第56条)。

(2) 協力規定

汚染原因者たる特定事業場の設置者であった者が浄化のための措置を実施するに当たっては、命令時における特定事業場の設置者(特定事業場またはその敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続もしくは合併により取得した者を含む。)が所有、管理している土地について、適切な地点への浄化装置の設置、作業員の出入り等が必要になる場合が考えられます。条例第29条の7第4項の規定は、こうした観点から命令時における土地の所有者等に対し、浄化作業を円滑に実施するための協力を義務付けることとしたものですが、これら命令時における土地の所有者等は地下水汚染について汚染原因者として何ら負うべき責任がなく、また、措置命令の実施がこれらの者の事業活動や生活に与える影響が一律に予測できないことから、罰則のない義務としたところであり、これは資金協力まで求めるものではないものの、地下水の水質の浄化のための措置を円滑に進めるため必要な協力であることから、その点について協力者の理解を得つつ、汚染された地下水の浄化装置の設置のための場所の提供、機

材置き場の提供、作業員の出入りの承認等の協力を求めることとされたい。

2. 報告および調査の要請(条例第29条の8)

地下水の環境調査等の結果、有害物質による水質の汚濁の状態が規則第19条の5第1項で定める基準(以下「地下水浄化基準」という。)に適合しない地下水が検出された場合は、汚染源の特定調査に資するため、当該有害物質を現に保管し、製造し、使用し、もしくは処理し、または過去に保管し、製造し、使用し、もしくは処理していたことがある工場等であって、当該水質の汚濁の状態の原因がその敷地内にある可能性があるものの設置者に対し、当該有害物質の保管、製造、使用もしくは処理の状況その他規則第19条の5第2項で定める事項を報告し、または当該有害物質によるその敷地内の地下水の水質の汚濁もしくは土壌の汚染の状況について調査し、その結果を報告するよう要請することができることとしました。

この要請の対象となるものは、特定事業場に限らず、地下水の汚染が発見された有害物質を過去、現在を問わず、保管、製造、使用、処理している工場や事業場としています。

3. 地下水浄化計画(条例第29条の9)

地下水の汚染が発見された場合に、地下水の浄化対策を確実に進めるため、知事は、規則第19条の6で定めるところにより、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった工場等の設置者に対し、相当の期限を定めて、当該水質の汚濁の状態が地下水基準に適合することとなるよう地下水の水質を浄化するための計画(以下「地下水浄化計画」という。)を作成するよう求めることができることとしました。また、知事は、有害物質の地下への浸透があった時において当該工場等の設置者であった者に対しても、地下水浄化計画を作成するよう求めることができることとしました。

地下水浄化計画の作成は、条例で定められた規定であり、水質汚濁防止法の特定事業場であるか条例の特定事業場であるかにかかわらず、すべての事業場に適用されます。

4. 地下水浄化計画等に係る勧告(条例第29条の10および第29条の11)

地下水浄化計画の確実な実施を確保するため、勧告および公表の制度を定めました。

勧告は、有害物質使用事業者が地下水の水質の汚濁の状況の調査の結果の報告をせず、または虚偽の報告をしたとき、地下水浄化計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定により地下水浄化計画を作成した者もしくは地下水浄化計画を変更した者がこれを提出しないとき、地下水浄化計画を提出した者が当該地下水浄化計画を実施していないと認めるときに発出するものとし、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することとしています。

第4 土壌の汚染の改善のための措置

1. 指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査(条例第49条)

土壌汚染対策法の規定を条例で定める横出し施設を設置する事業場に対しても適用することを目的として、第49条の規定を設けました。ここで、調査の対象とする指定有害物質は、同法

の特定有害物質である25項目とし、運用の解釈については平成15年2月4日付け環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知に準じることとします。

また、条例第49条第3項の規定により、調査結果の報告を行い、または報告の内容を是正すべきことを命ずることができることとし、条例第56条に基づき、命令に違反した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしました。

2. 土地の形質変更時の調査(条例第50条)

土壤汚染対策法の施行前に特定施設の使用が廃止され同法の規定が適用されない土地および本条例の施行前に特定施設の使用が廃止された土地について、土地の形質変更時に土壤の汚染状態の調査を求めることとしました。

(1) 調査の対象

調査の対象は、土壤汚染対策法の施行前に使用が廃止された水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものおよび条例の施行前に使用が廃止された特定施設であるものであって、その廃止時において指定有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であった土地(以下「指定有害物質使用地」という。)において、土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者となります。

「土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者」とは、その変更の計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等や土地を借りて開発行為等を行う開発業者との関係では開発業者等が該当し、請負工事の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかにより異なりますが、一般的には発注者が該当すると考えられます。

ここで、特定施設が廃止された時点において有害物質に規定されていなかった物質については規制の対象とはなりません。

なお、県は、条例第50条の4の規定に基づき、過去に指定有害物質が使用されていた土地の情報を提供するため過去に提出された届出書をもとに指定有害物質使用地の台帳を調製し、問い合わせがあった場合に備えることとしています。

(2) 調査の対象とならない行為

次に掲げる行為については、調査の対象とはなりません。

ア 過去において条例第50条の規定に基づく調査またはこれに相当するものとして知事が認める調査(以下これらを「土壤調査」という。)を実施したことがある指定有害物質使用地において行う行為

イ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則第29条の8で定める次のいずれにも該当しない行為

(ア) 土壤の当該指定有害物質使用地外への搬出をすること。

(イ) 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

(ウ) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の面積の合計が100平方メートル以上であり、かつ、当該部分の深さが50センチメートル以上であること。

(エ) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の深さが3メートル以上であること。

ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(3) 調査の事前の届出(条例第50条第3項)

指定有害物質使用地で土地の形質等の変更をしようとする者は、調査する場合には、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととしています。

(4) 調査結果の適否の通知(条例第50条第4項)

調査の結果の報告があった場合は、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染状態が規則で定める基準(以下「土壌基準」という。)に適合するか否かを確認し、当該報告を受理した日から7日以内にその結果を当該報告をした者に通知することとしています。

(5) 公表(条例第50条の7第1号)

(1)の土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者が、調査結果の報告をせず、または虚偽の報告をした場合、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができることとしています。

3. 土地の形質変更の届出等(条例第50条の2)

土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内での土地の形質変更時の土壌の汚染の拡散を防止するため、土地の形質変更にあたっては届出等を求めることとしています。

(1) 土地の形質変更の届出

土壌調査において土壌の指定有害物質による汚染状態が土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならないこととしました。

(2) 土地の形質変更の届出の受理および変更の勧告

知事は、(1)の届出があった場合において、土地の形質の変更の施行方法が、規則第29条の11で定める基準に適合すると認めるときはその旨を通知するものとし、規則第29条の11で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から14日以内に限り届出をした者に対し届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を勧告することができることとしました。

(3) 公表(条例第50条の7第2号および第3号)

(1)の届出をせず、または虚偽の届出をした場合、および、(2)の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかった場合には、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができることとしました。

4. 土地の形質変更の着手の制限(条例第50条の3)

土壌の汚染の拡散を防止するため、土地の形質変更については次のとおり着手の制限を定めることとしました。

(1) 土壌調査の結果の報告をした者

土壌基準に適合する旨の通知を受けた日または3(1)の規定による届出が受理された日から14日を経過した日もしくは3(2)の規定による規則で定める基準に適合する旨の通知を受けた日のいずれか早い日までは、土地の形質の変更に着手してはならないこととしました。

(2) 土地の形質の変更の届出をした者

届出が受理された日から14日を経過した日または3(2)の規定による規則で定める基準に適

合する旨の通知を受けた日のいずれか早い日までは、土地の形質の変更に着手してはならないこととしました。

(3) 公表(条例第50条の7第4号)

(1)または(2)の規定に違反した場合には、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができることとしました。

5. 土壤汚染改善管理計画(条例第50条の5および第50条の6)

指定有害物質で汚染された土壤の改善の確実な実施を確保するため汚染を除去し、または汚染の拡散を防止するための計画(以下「土壤汚染改善管理計画」という。)の策定を求めるとしました。

(1) 土壤汚染改善管理計画の策定を求める者

土壤汚染改善管理計画の作成を求められることができる対象者は、土地の所有者、管理者または占有者としています。ただし、土地の所有者等以外の者の行為によって土壤の指定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者に土壤汚染改善管理計画を作成し、実施させることが相当であると認められ、かつ、これを作成し、実施させることについて土地の所有者等に異議がないときは、行為者に対して計画に作成を求めるとなります。

(3) 勧告および公表(条例第50条の5第4項および第50条の7第3号)

土壤汚染改善管理計画の確実な実施を確保するため、勧告および公表の制度を定めました。勧告は、土壤汚染改善管理計画の作成を求められた者がこれを作成せず、またはこれらの規定により土壤汚染改善管理計画を作成した者もしくは土壤汚染改善管理計画を変更した者がこれを提出しないとき、土壤汚染改善管理計画を提出した者が当該土壤汚染改善管理計画を実施していないと認めるときに発出するものとし、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することとしています。

第5. その他

1. 排水基準

(1) 排出水の総量に関する基準

改正前の条例において、日間平均排水量が500m³以上の工場等を対象として、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質に関して適用してきた排出水の総量に関する基準は、湖沼水質保全特別措置法施行令が改正され、同法に基づく汚濁負荷量規制が既設の事業場も含めてすべての湖沼特定事業場に適用されることとなったため、廃止することとしました。

(2) ほう素、弗素およびアンモニア等に関する基準(規則別表第6)

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第39号)の一部改正に伴い、ほう素および弗素は有害物質として排水基準が設定される改正が行われたため、改正前の条例で有害物質以外の項目として扱われていたこれらの2項目を有害

物質に位置づけるとともに、排水基準を同省令に準じた値としました。また、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物についても同法に準じて有害物質として基準値を設定しました。これらにより、横出し事業場には排水量の如何にかかわらず基準値が適用されることとなります。なお、同時に水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例についても改正を行い同省令との整合を図りました(平成20年条例第54号)。

2. その他

(1) 水質汚濁の拡散防止への配慮(条例第53条の2)

知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき地下水の水質の汚濁の状況を公表する場合には、当該水質の汚濁が生じていると認められる地域および当該地域における地下水の流れに関する情報を併せて公表するものとししました。

また、地下水の汚濁が生じていると認められる地域において土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、地下水の流れに関する情報に留意して、当該水質の汚濁が拡散しないよう配慮しなければならないこととししました。

(2) 排出水の排出の方法(条例第53条第2項)

排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならないこととししました。この規定は、水質汚濁防止法の規定を条例に基づく特定事業場に対しても適用しようとするものであり、運用に当たっては、昭和46年7月31日付け環水管12号環境事務次官通知に準じることとします。

(3) 特定施設の定義の明確化(規則別表第1)

特定施設について、水質汚濁防止法との整合を図るため、規則別表第1中第63項の3および第71項の4を追加するとともに、第79項を削除して第23項の2に集約し、第81項と第71項の2の整理を行いました。これの改正に伴い、これまで第79項として届出を受け付けてきたものについては第23項の2として、第81項として届出を受け付けてきたものの一部については第71項の2と見なすこととします。

また、第71項の5および第71項の6に規定される物質にジクロロメタンを追加しました。